

「適切な意思決定支援に関する指針」

1. 基本方針

さかのクリニックおよびその関連施設で診療を必要とする患者さまは、治療・療養・生活の中で自分らしく生きるための支援を必要とされています。さかのクリニック職員は、患者さまとご家族等の意思を尊重し、悔い無く意思決定ができるように適切な支援を行います。

2. 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

2—1 患者さまの意思が確認出来る場合

・患者さま本人による意思決定を基本とし、ご家族(もしくは主たる介護者)も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。決定内容は当院の診療録に保存します。

・時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者さまとご家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、患者さま自らが意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援します。患者さまが自らの意思を伝える事が出来なくなる可能性もありますので、その時の対応についても予めご家族等を含めた話し合いを行います。

2—2 ご本人の意思が確認出来ない場合

・ご家族等が患者さまの意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者さまにとって最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討して決定します。

・ご家族等が患者さまの意思を推定出来ない場合は、患者さまにとって何が最善であるかについて、ご家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。

・ご家族等がない場合、または、ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者さまにとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。

・これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は医療法人昭征会倫理委員会で、その方針を審議します。

3. 認知症等で自らが、意思決定をすることが困難な患者さまの意思決定支援

3-1 障害者や認知症等で、自らの意思決定が困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者さまの意思を尊重し反映した意思決定を、ご家族等と医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援します。

4. 身寄りが無い患者さまの意思決定支援

4-1 身寄りが無い患者さまにおける、医療・ケアの方針についての決定プロセスは、患者さまの判断能力の程度、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者さまの意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その意思決定を支援します。

5. 参考資料

- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスにおけるガイドライン」
厚生労働省 2018 年 3 月改訂
- ・「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」令和元年6月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知
- ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」
厚生労働省 2020 年 4 月 1 日改訂

2022 年 4 月 1 日制定

医療法人昭征会
さかのクリニック